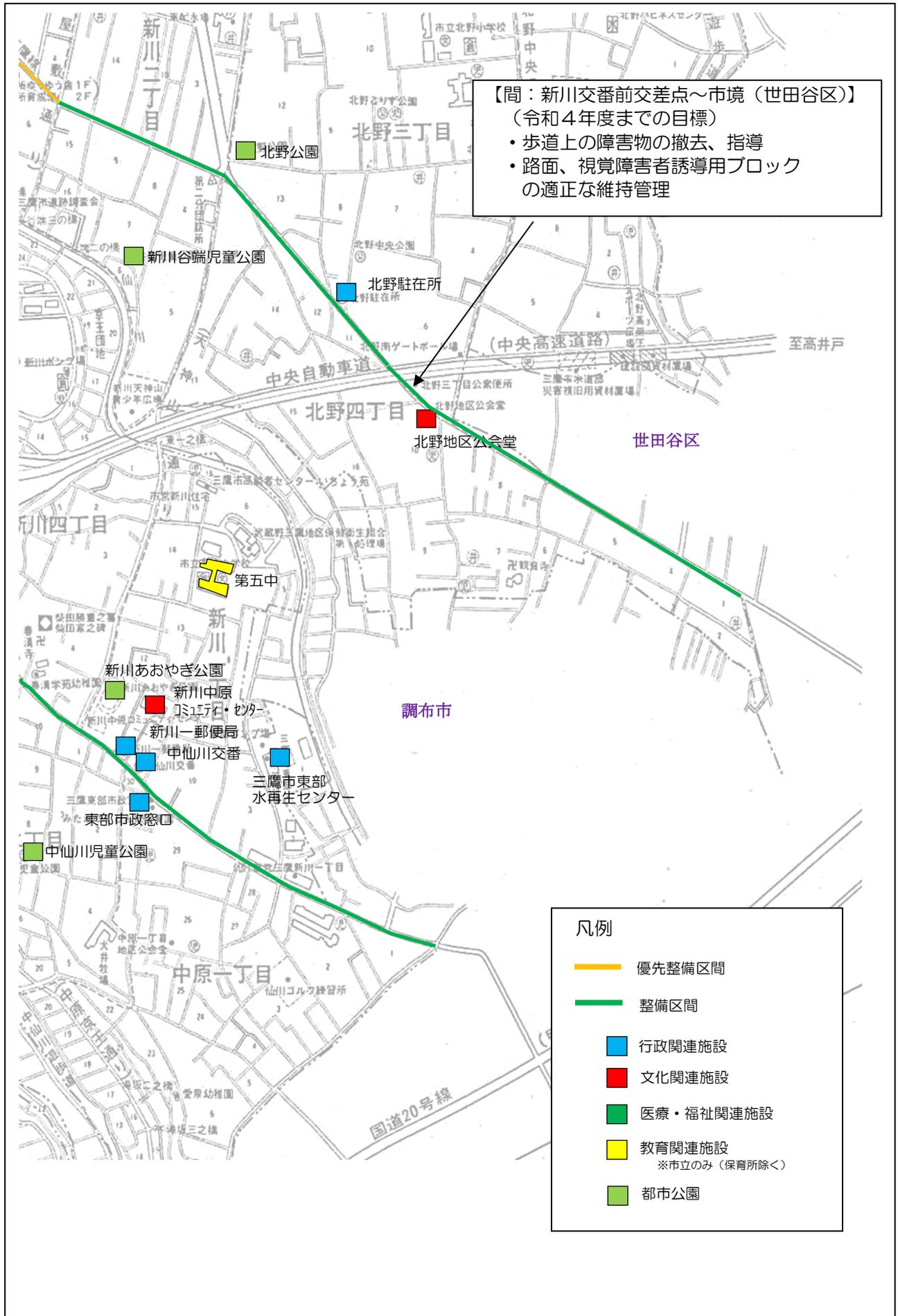


重点整備路線 整備区間及び整備内容

【吉祥寺通り（武蔵野・狛江線）・（世田谷・三鷹線）】



5-3. 外出を支援するための取り組み

1) 取り組みの目的・背景

市では、高齢者、障がい者など、すべての人が外出しやすい環境づくりに向けて、高齢者、障がい者などの利用しやすいトイレや、子育て支援のための施設などの施設整備を進めるとともに、沿道のポケットスペースの確保や小休止をとるためのベンチを設置して、まちを歩きやすくする工夫など、回遊性の高いまちづくりへの取り組みを進めてきました。さらに、これらの施設整備のみならず、これらの施設の状況を広く市民に情報提供するなど、ハード対策とソフト対策を一体的に取り組むことが重要です。

そのため、地域特性を活かしながら積極的に外出できる安全なルート整備を推進するとともに、高齢者、障がい者、子育て中の方々が利用しやすいトイレなどの整備された施設などが適切に利活用出来ることを目的に、広報、ホームページなどでの情報提供を進めます。

また、情報化の進展に伴い、高齢者、障がい者の情報通信利用も増えていることから、利用実態に合わせた情報発信を検討していきます。

2) 基本的な取り組み方針

① まちを歩きやすくする工夫で外出を支援する環境づくり

緑と水の基本計画 2022 における回遊ルート整備計画では、歩いて楽しいみちづくりへの取り組みとして、道路のバリアフリー化を通して誰もがゆっくりと落ち着いて散策できるルートを実現し、自然や文化など様々な資源とふれあいながら散策できる整備に取り組んでいます。

② トイレ、子育て支援のための施設、公園などの情報提供、バリアフリー情報のマップづくり

市では、乳幼児をもつ三鷹市在住の父母と協力して利用しやすい店舗、保育園などの情報をまとめた「赤ちゃんといっしょ！三鷹おでかけマップ（2019年版）」（2019年3月発行）を作成しました。

こうした取り組みのさらなる充実を図るため、高齢者、障がい者、乳幼児連れでも安心して外出しやすい環境づくりとして、外出した際に利用できる店舗、トイレ、授乳室などの位置や設備に関する情報提供を充実・更新などについて検討します。

赤ちゃんといっしょ！三鷹おでかけマップ（2019年版）



情報提供にあたっては、障がい者、子育て中の方などの意見や、要望などを整理し、店舗、トイレ、子育て施設以外にも必要な情報提供に努めます。

また、ホームページを利用した情報提供は、十分に伝わらない場合もあることから、冊子やパンフレットを利用した取り組みも検討します。

バリアフリー情報のパンフレット (練馬駅南口外出しやすいまち情報マップ)



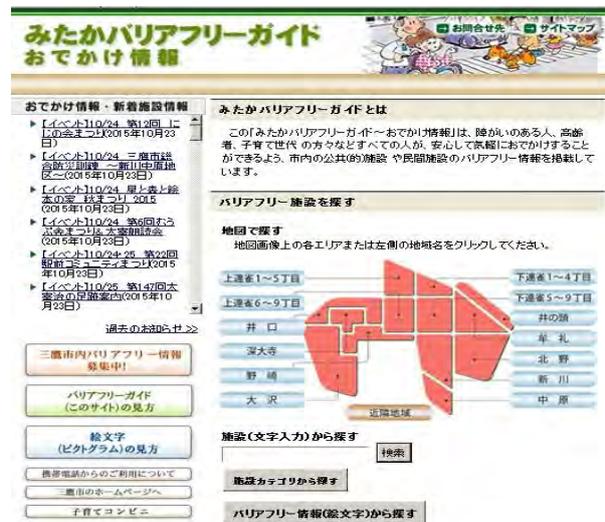
③ 高齢者、障がい者など、すべての人が利用しやすい公共公益施設及び民間施設の情報提供

市では、平成20年度に、統合型地理情報システム(GIS)(参考資料P.21)を活用した「三鷹市わがまちマップ」において、バリアフリーの情報提供を行っています。また、市と社会福祉協議会、NPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹、NPO法人みたか街かど自立センターが協力して作成した「みたかバリアフリーガイドおでかけ情報」においてもバリアフリーの情報提供を行っています。

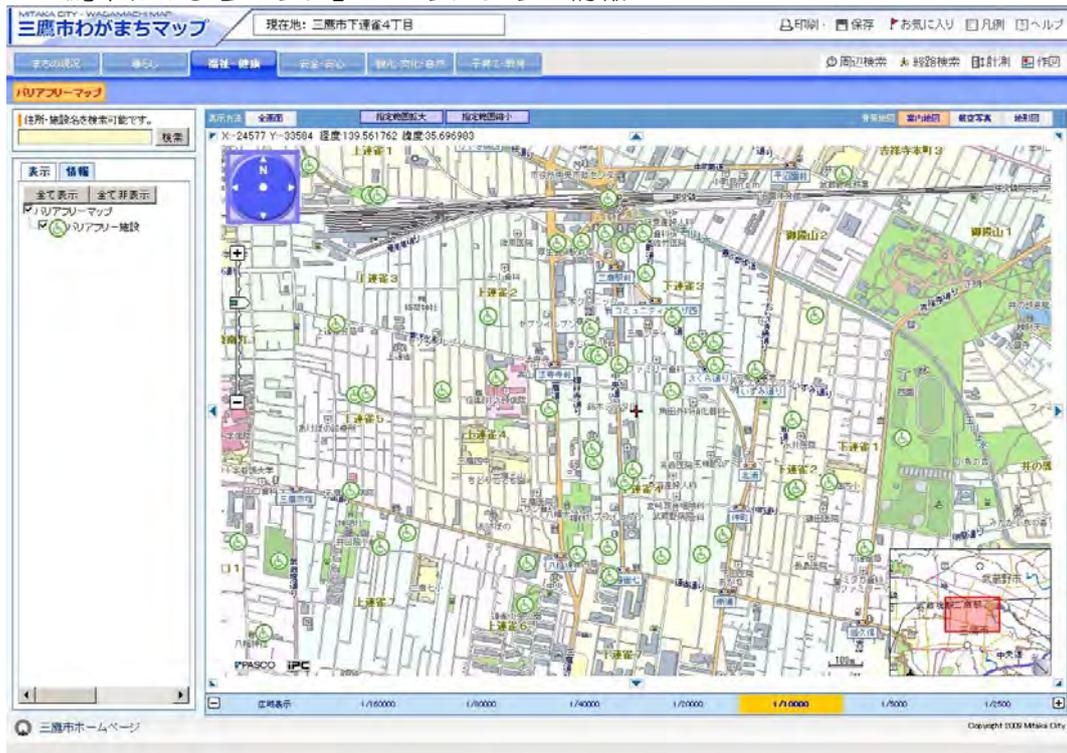
平成25年8月、利用者が「より見やすく」「より使いやすく」を目的として、市内のエリア(地域名)から検索することが出来る機能を付加することなどの、リニューアルを行いました。

情報提供にあたっては、これまでの取り組みを活かし、トイレ、子育て支援のための施設、エレベーターや、車いすなどで利用しやすい商業施設など、高齢者、障がい者や関係機関の要望を整理し、このGISのさらなる利活用を図るとともに、現時点のニーズに合った再検討を行います。

「みたかバリアフリーガイドおでかけ情報」



「三鷹市わがまちマップ」のバリアフリー情報



④ 歩行者移動支援サービスなどの検討

高齢者、障がい者などの、より自由な活動が可能となるよう、国土交通省で推進している情報通信技術（ICT）（参考資料P.20）を活用した歩行者移動支援サービスを検討します。

導入にあたっては、地域の高齢者、障がい者支援に係わるボランティア団体や関係機関の要望などを整理し、現場のニーズに合った検討を行います。

⑤ 市ホームページの利用しやすさの向上

市のホームページでは、文字拡大や文章読み上げ機能を備えるほか、ウェブアクセシビリティ（参考資料P.20）に配慮したホームページ作成を推進しています。

今後も、高齢者や障がい者にとって活用しやすいホームページになるよう、利用しやすさとユニバーサルデザインを意識し、さらに利便性の高いホームページを目指します。

また、各課が所有する基礎的なデータ、審議会などの議事録や議会情報、報道発表資料など、ホームページを積極的に活用し、迅速な情報提供を行います。

なお、情報提供にあたっては、あくまでも利用者に優しいホームページの構築が目的であるため、利用者のご意見を踏まえた上で順次適切な対応を行います。

5-4. 傾斜地におけるバリアフリー化の取り組み

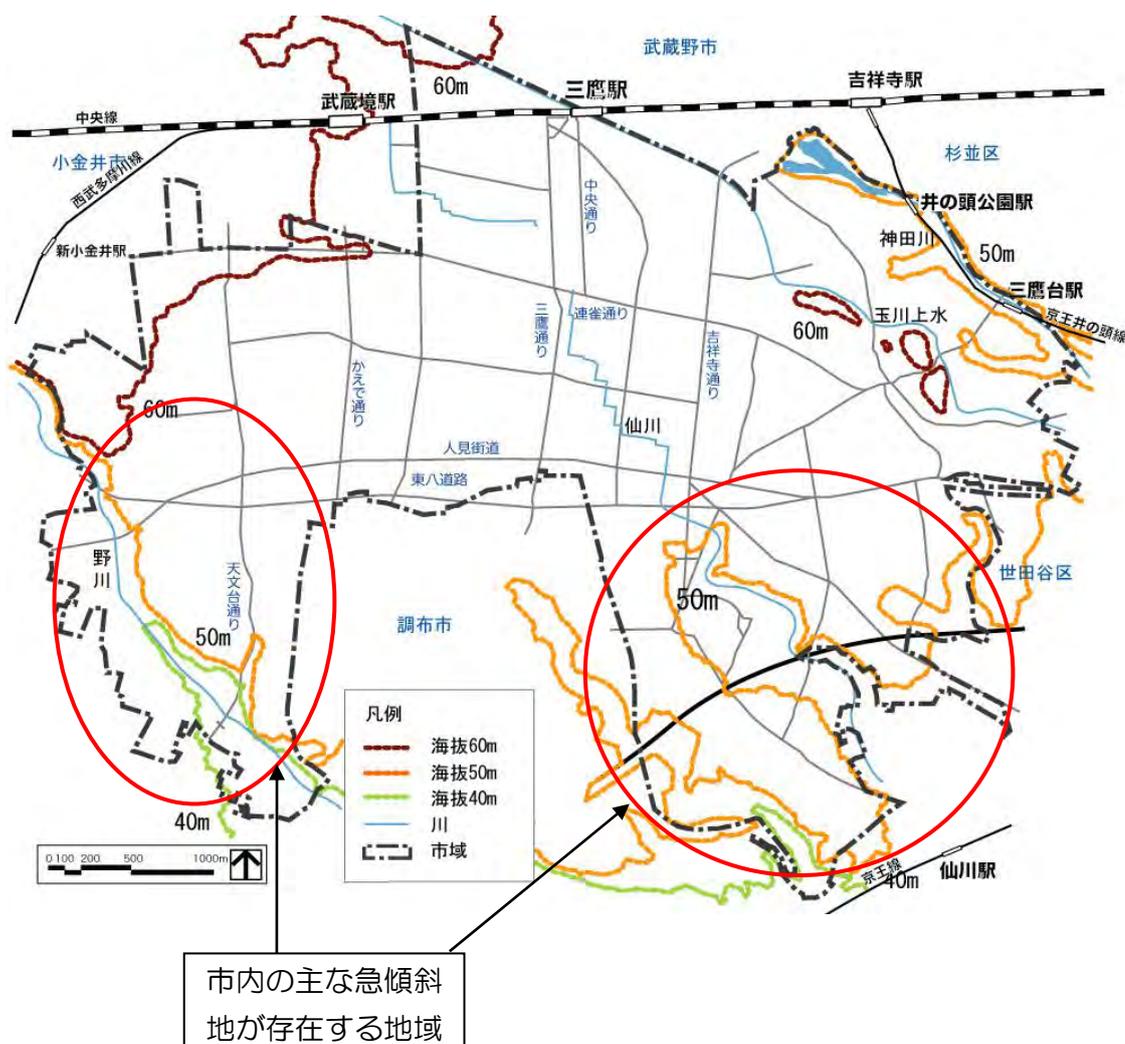
1) 取り組みの目的・背景

大沢地区、中原地区などの市の南部には、国分寺崖線沿いの急傾斜地に、急こう配の道路が多く存在しています。これらの地域は、鉄道駅や公共施設などの集積が見られず、バリアフリー化もあまり進展していません。

高齢者、障がい者など、すべての人が外出しやすい環境づくりを進めるため、これまでベンチを設置する「ほっとベンチ」の取り組みや、個別に公共施設のバリアフリー化の取り組みを実施してきました。特に、急傾斜地にある地域などでは、外出しやすいまちづくりが求められています。

そのため、国分寺崖線沿いの急傾斜地などにおいては、多くの市民が利用し、バリアフリー化の対策の必要性が高い公共施設（学校施設含む）及びその周辺地域の道路などを対象としたバリアフリー化を推進していきます。

○等高線と河川の図



2) 基本的な取り組み方針

公共施設の整備、再整備に合わせて、公共建築物、公園などの施設が、坂道を含む道路により結ばれる場合、公共施設及び周辺地域を一体的に検討し、バリアフリー化を進めます。

検討にあたっては、大沢地区、中原地区などの国分寺崖線沿いの急傾斜地において、周辺のコミュニティ・センターなど、主要な公共施設を中心とし、道路、公園などや、利用頻度が高い民間施設を含むバリアフリー化を検討します。

地域内のバリアフリー化に向けた検討項目例

【公共施設のバリアフリー化】

- ・施設敷地出入口部及び施設建物出入口部のバリアフリー化
- ・施設内の通路幅やエレベーター、エスカレーターの整備
- ・だれでもトイレと案内表示の整備（オストメイト対応を考慮）
- ・乳児を持つ親や幼児の視点に立った施設改善
- ・その他施設内のバリアフリー化機能の充実 など

【周辺地域のバリアフリー化】

- ・緩やかな階段の設置、歩車分離、手すりの設置
- ・ほっとベンチの設置
- ・歩道上の障害物の撤去・指導
- ・電柱や標識ポールの移設
- ・歩道の段差、こう配の改善
- ・公共施設経路での案内標示の設置
- ・坂道でのこう配や迂回路の案内及び助け合い標語の表示 など



坂道の案内サイン（神戸市）
（こう配と助け合いの標語を表示）



手すりを設けた坂道（井の頭）



手すりを設けた坂道（中原）



手すりを設けた坂道（中原）

参考) ほっとベンチ

市では、「ベンチのあるみちづくり整備事業」として、「すべての人がいきいきと暮らせ」、「安全で快適に移動でき」、「歩行による健康づくりができる」社会の形成を目的として、段差やこう配など物理的バリアの解消にとどまらず、さらなるバリアフリー化の推進という観点から、“ちょっと一休みできる場”として、歩道や沿道にベンチ（愛称名 ほっとベンチ）を設置しています。

ベンチの設置にあたっては、その趣旨に賛同し、寄付をしていただき、希望者には、寄付者の個人名、企業名、団体名、メッセージ等の刻まれたプレートを、ベンチに設置することができます。



ほっとベンチ（大沢）



ほっとベンチ（中原）

ベンチのあるみちづくり整備事業

	平成 18 年度	平成 26 年度	平成 30 年度	令和 4 年度
ベンチ設置数	35 箇所 (初年度) 実績	235 箇所 (累計) 実績	286 箇所 (累計) 実績	334 箇所 (累計) 予定

5-5. 商店街のバリアフリー化の取り組み

1) 取り組みの目的・背景

生活に身近な地域のバリアフリー化にあたっては、個別の建物のバリアフリー化に限らず、商店街として一体的、連続的なバリアフリー化を進めることが大切です。

そのため、地元商店街などを含めた検討組織の設立や、バリアフリー化に向けた取り組みを支援し、計画的に進めます。

2) 基本的な取り組み方針

高齢者、障がい者など、すべての人が行動する際に飲食や買い物などがしやすいように、バリアフリー法に基づく特別特定建築物、特定建築物である民間の事業所に限らず、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの比較的規模の小さな店舗について、店舗の出入口部や店舗内のバリアフリー化を促進します。

商店街のバリアフリー化の検討、推進にあたっては、バリアフリー情報の発信、歩きやすい歩行空間のあり方、通勤、通学及び買い物における放置自転車対策の推進など、地域と行政が連携して課題の解決に向けた取り組みを推進します。

放置自転車などの対策については、「三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例」に基づき、駅前周辺とした中心とした自転車等放置禁止区域において、放置自転車などに対する指導、警告及び撤去を行うことで、路上駐輪の防止に一定の成果を上げてきました。

一方、中央通りを中心とした買物用自転車の歩道上への駐輪対策が課題となっています。このため、「三鷹市駐輪場整備運営基本方針」では、商店会と連携した駐輪場運営・整備のあり方を検討する方向性を示しています。

さらに、バリアフリー化への取り組みの一つとして、高齢者、障がい者など、誰でも利用できるトイレを提供することを示す「トイレの店先表示」を商店街単位でモデル的に実施する方向で検討していきます。

実施にあたっては、「三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会」などを中心に、検討や提案を行い、商工会や商店会などの関係機関と行政が協働して取り組んでいきます。また、行政は全体調整や事業への支援や啓発活動を行います。

商店街のバリアフリー化に向けた検討項目例

【民間施設及び公共施設のバリアフリー化】

- ・店舗、事業所の敷地出入口部及び出入口部のバリアフリー化
- ・店舗、事業所内の移動及びトイレなどのバリアフリー化
- ・公開空地の管理（樹木や看板）
- ・買い物向け自転車駐車スペース設置の検討
- ・駐輪場の案内設置や、駐輪場への駐輪を促す取り組み
- ・商店街が一体となった放置自転車対策の推進

高齢者などが利用できる
トイレの店先表示のステッカー

（仙台市長町一丁目商店街振興組合）



【地域住民、高齢者、障がい者、行政の取り組み】

- ・商店街のバリアフリー化についての事業者への働きかけと、調整（協議・協力）
- ・市民と事業者の意見調整
- ・市民の活動及び事業者への支援・補助制度の活用

参考1)「三鷹市環境配慮指針」における自転車対策の概要

市では、開発事業者が開発事業を行う場合に、周辺環境との調和などを図るため、駐車場、防災・防犯対策、交通対策、ごみ対策などの対策を行うよう「三鷹市環境配慮指針」にもとづき指導を行っています。

自転車対策として、この制度では、商業施設が店舗面積 500 m²以上の新設や増設を行う場合などに、用途に応じて以下のように駐輪場の整備を行うことを定めています。

駐輪場整備に関する最低基準

<p>開発事業による駐輪需要の充足を図るため、以下の設置基準に基づく台数を配置・明示すること。 なお、利用の効率性を高めるため、適切な位置に配置・明示すること。 参考寸法 (駐輪場 : 幅 0.6m、奥行 1.9m) *機械式駐輪場除く</p>	
住居	<p>ファミリータイプ：計画戸数の 2.0 倍以上 ワンルームタイプ：計画戸数の 1.0 倍以上</p>
商業施設	<p>売り場面積等に対し必要台数を整備すること。 遊技場…………… 1 台以上 / 15 m² 百貨店・スーパーマーケット…………… 1 台以上 / 20 m² 銀行、その他の商業施設…………… 1 台以上 / 25 m²</p>
その他	<p>区域内に必要な台数の駐輪場を設置すること。</p>

参考2) 東京都福祉のまちづくり条例による店舗などのバリアフリー化の概要

東京都は、平成 21 年に福祉のまちづくり条例などを改正しました。この改正により、整備基準への適合義務に加え、届出が必要となる施設は、整備基準の内、特に守るべき基準（遵守基準）を遵守することが必要となりました。届出の対象について、生活に身近な店舗などについては、新築、増築及び用途変更をする場合は、全ての施設が届出の対象となりました。

改正に伴う新たな整備基準の概要として、以下のような事があります。

- 生活に身近な店舗などのうち、用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²未満のもの（小規模建築物）のための遵守基準を創設しました。小規模建築物の整備基準としては、出入り口の幅を 80cm 以上とする、敷地内の有効幅を 120cm 以上とする。トイレを設置する場合は車いす利用者も使える便所を設けることなどとしています。
- 条例で対象としている建築物について、移動円滑化経路を設け、整備することとしました。

5-6. バリアフリーのまちづくりに関する啓発事業の取り組み

1) 取り組みの目的・背景

前基本構想でも啓発事業を位置付け、取り組んできましたが、基本構想でも引き続き、啓発活動を推進します。

市民、事業者、行政の各立場での啓発が必要であり、なかでも高齢者、障がい者などとの交流が最も理解しやすい方策であることから、市民や事業者の積極的な参加と行政面で支援などを検討します。

また、園児及び児童、生徒に対し、学校教育と連携した啓発活動が重要となると考えられるので、関係機関への働き掛けを行い、対応していきます。

2) 基本的な取り組み方針

公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築物の管理者などが、従業員や職員のバリアフリー化に関する研修や、高齢者や障がい者などとの交流を実施していくよう取り組みます。

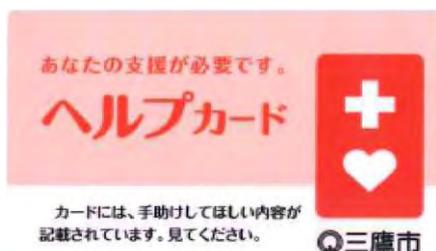
障がい者週間のイベントとして「心のバリアフリー推進事業」を通じて、市民が高齢者、障がい者など、すべての人への理解を深めるための交流・体験できる啓発事業や「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶカード「ヘルプカード」を作成し、心のバリアフリーを推進します。また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、行政機関及び民間事業者は障がい者に対する合理的配慮（参考資料P.20）



三鷹市
障害者差別解消法



福祉体験授業



ヘルプカード



自転車交通安全教室

を行うことが求められます。市は、市民・民間事業者等への周知・啓発を行うとともに、障害者差別解消法の基本的な考え方や対応の具体例をまとめた市職員対応要綱を作成し、適切な運用を図り法令に基づく施策を推進しています。さらに、園児及び児童、生徒に対しては、「保育園児交流会」や学校教育の中で、「福祉体験授業」や「自転車交通安全教室」を通して啓発活動に取り組んでいます。

【行政】

- 高齢者、障がい者などとの交流
- 行政内部の連携強化（健康福祉部・都市整備部・教育委員会 など）
- 職員の教育・研修
- 各交流機会創設・活動の支援
- 高齢者、障がい者体験会の実施
- 心のバリアフリー推進事業
- 「障害者差別解消法」の周知及び啓発、運用

【交通事業者】

- 高齢者、障がい者などとの交流及び体験会への参加
- 事業者による従業者への教育・研修

【店舗及び事業所などの事業主】

- 高齢者、障がい者などとの交流及び体験会への参加
- 歩行空間への自転車・商品のはみ出しなどに対する指導

【市民（一般）】

- 高齢者、障がい者などとの交流及び体験会への参加
- 自転車の運転・駐輪に関するマナーの啓発
- 児童及び生徒、在住、在勤の自転車利用者に対する自動車駐停車のマナーの啓発（自転車交通安全教室 など）

【市民（園児及び児童、生徒、教職員）】

- 保育園児と障がい者などとの交流及び体験会の出前講座（保育園児交流会 など）
- 学校教育の一環として高齢者、障がい者などとの交流及び体験会の企画・参加（福祉体験授業 など）

5-7. バリアフリー化の推進のための取り組み

1) 推進体制の検討

基本構想の着実な実現や重点整備地区の事業の質の向上を図るためには、各事業の進捗状況を検証、評価することが大切であり、そのため、基本構想の実現に向けた継続的な推進体制の設置について検討を行います。

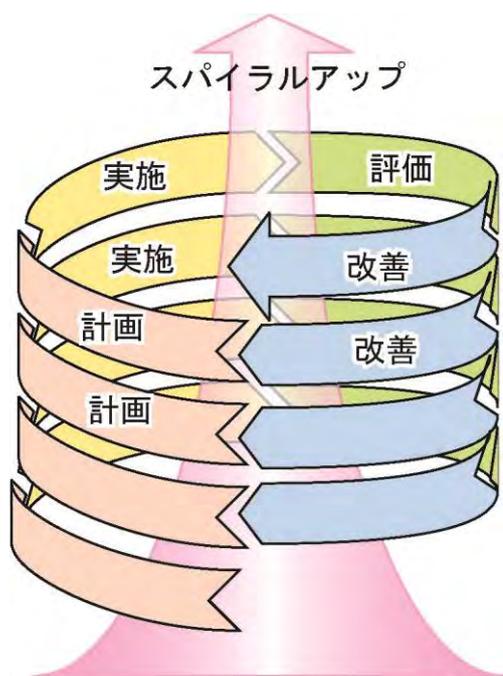
推進体制の取り組みについては、基本構想の検討を行っている「三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会」を継続していきます。

この協議会は、引き続き、市全体並びに重点整備地区における事業進捗の検証、その結果を踏まえて必要となる事業推進のための検討、利用者から意見聴取などを行うことが考えられます。

2) 継続的・段階的なバリアフリー化の推進（スパイラルアップ）

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づき、基本構想を実現するためには、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCA サイクルを適切に運用し、継続的、段階的にバリアフリー化を推進していくことが必要です。

そのため、今後の事業の進捗状況に合わせて「三鷹駅周辺地区」、「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」、新たに位置付けを行った「市民センター周辺地区」の3つの重点整備地区の継続的な検証等を実施するとともに、具体的な事業実施の見込みがない場合や、利用状況や技術的な進展などを踏まえ、必要に応じて事業計画の記載内容の追加・変更や整備内容の改善について検討し、継続的・段階的な発展（スパイラルアップ）を目指します。



まち歩きの様子

